令和８年度
滋賀県公立図書館職員（司書）採用選考
第１次考査受験案内

令和８年 11 月 27 日
滋賀県教育委員会

○　第１次考査期日および場所
　令和９年１月17日（日）　滋賀県庁東館
　（大津市京町４丁目１－１）

○　受付期間
（持参の場合）
　令和８年11月27日（金）～令和８年12月23日（水）
　※10時から17時まで（毎週月曜日および火曜日を除く。）の間に受け付けます。
（郵送の場合）
　令和８年11月27日（金）～令和８年12月23日（水）17時（必着）
（インターネットの場合）
　令和８年11月27日（金）正午～令和８年12月23日（水）17時

○　問い合わせ先
　滋賀県立図書館総務課
　大津市瀬田南大萱町1740-1
　電話　(077)548-9691

１　試験区分および採用予定人員
　司書　１人

２　受験資格
(1) 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第５条に規定する司書資格を有する者（令和９年３月３１日までに司書資格を取得する見込みの者を含む。）で、次のいずれかに該当する者が受験できます。
ア　平成４年４月２日から平成 17 年４月１日までに生まれた者
イ　平成 17 年４月２日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学（短期大学を除く。以下「大学」という。）を卒業した者または令和９年３月 31 日までに大学を卒業する見込みの者
(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。
ア　拘禁刑以上の刑または懲役もしくは禁錮に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
イ　滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者
ウ　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3　勤務の条件

(1)　採用の時期

令和９年４月１日

(2)　勤務先

滋賀県立図書館等

(3)　給与等

ア　給料は、４年制大学卒の者で月額 255,419 円（地域手当を含む。）、その他に扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が、それぞれの支給要件に基づき支給されます。また、経歴その他に応じて、上記の額に一定の額が加算されます。

なお、この額は、令和８年４月１日現在のものです。

イ　昇給は、原則として毎年１回行われます。

4　第１次考査

(1)　日時　令和９年１月 17 日（日）９時（集合時間８時 15 分）から 13 時頃まで

(2)　場所　滋賀県庁東館（大津市京町四丁目１－１）

(3)　方法　大学卒業程度で、次の方法により行います。

ア　教養試験

択一式により、公務員として必要な時事、社会、人文および自然に関する一般知識ならびに文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力について筆記試験を行います。

イ　専門試験

択一式および記述式により、図書館司書としての識見、思考力、表現力、素養等について筆記試験を行います。

※使用できる時計は、計時機能だけのものに限ります（携帯電話等の使用はできません。）。

※教養試験の解答はマークシート方式ですので、これに適した筆記用具（ＨＢの鉛筆等と消しゴム）を持参してください。

(4)　結果発表

令和９年１月下旬に合格者宛て通知します。

5　受験手続および受付期間

(1)　出願票を持参または郵送する場合

ア　必要書類等

(ｱ)　出願時に必要な書類等

a　出願票　１人１通（所定の用紙）

交付場所　滋賀県立図書館総務課

〒520-2122　大津市瀬田南大萱町 1740-1

電話(077)548-9691

※　郵便等で請求できます。

郵便はがきの裏面に「令和８年度滋賀県公立図書館職員（司書）採用選考受験願書請求」と書き、住所および氏名を明記して、滋賀県立図書館総務課に請求してください。また、電話による請求も受け付けます。

※　滋賀県のホームページ（https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/jinji/saiyou/index.html）および滋賀県立図書館のホームページ（https://www.shiga-pref-library.jp）からもダウンロードできます。

b　郵便はがき　１人１枚（宛先として住所、氏名および郵便番号を記入すること。）

※　受験番号等の通知に使用します。

(ｲ)　第１次考査受験時に必要な書類等

a　履歴書　１人１通（所定の用紙）

※　用紙は、出願票と同時に交付します。

b　写真　１人１枚（最近６か月以内に撮影したものを履歴書に貼ること。）

c　受験番号通知　１人１通

※　受付期間終了後、出願時に提出された郵便はがきを用いて受験番号等を通知します。令和９年１月８日（金）までに到着しない場合は、滋賀県立図書館総務課に連絡してください。

電話　滋賀県立図書館総務課　(077)548-9691

イ　提出先

滋賀県立図書館総務課

〒520-2122　大津市瀬田南大萱町 1740-1

※　持参または郵送により提出するのは、「ア(ｱ)出願時に必要な書類等」です。

「ア(ｲ)第１次考査受験時に必要な書類等」については、第１次考査当日に会場に持参してください。

ウ　受付期間

出願票は、令和８年 11 月 27 日（金）から令和８年 12 月 23 日（水）までの 10 時から 17 時まで（毎週月曜日および火曜日を除く。）の間に受け付けます。郵送の場合は、令和８年 12 月 23 日（水）17 時までに届いたものに限り受け付けます。封筒の表に赤字で「出願票在中」と書き、必ず簡易書留または特定記録郵便により送付してください。

(2)　インターネットにより申し込む場合

ア　申込手続

申込画面上の注意事項に従って申し込んでください。

『しがネット受付』ホームページアドレス

https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure-alias/ma31270401

※　出願票を滋賀県立図書館のホームページ（https://www.shiga-pref-library.jp）からあらかじめダウンロードして作成する必要があります。

※　申込完了および受験番号は、メールで通知します。

※　出願票および受験番号を通知するメールを印刷する必要があります。

イ　受付期間

令和８年 11 月 27 日（金）正午から令和８年 12 月 23 日（水）17 時まで

（ただし、システムの管理運営上の都合により変更する場合があります。）

ウ　第１次考査受験時に必要な書類等

(ｱ)　出願票　１人１通

（申込時に作成した出願票の氏名欄を消去して印刷し、氏名を自署すること。）

(ｲ)　履歴書　１人１通

（様式は、滋賀県立図書館のホームページ（https://www.shiga-pref-library.jp）からダウンロードすること。）

(ｳ)　写真　１人１枚（最近６か月以内に撮影したものを履歴書に貼ること。）

(ｴ)　受験番号通知　１人１通（受験番号を通知するメールを印刷したもの）

※　受験番号を通知するメールは、令和８年 12 月 24 日（木）以降に順次送信します（申込みの直後に自動送信される申込完了通知メールとは異なります。）。

※　令和９年１月８日（金）までに受験番号を通知するメールが届かない場合は、滋賀県立図書館総務課に連絡してください。

電話　滋賀県立図書館総務課　(077)548-9691

6　第２次考査

第１次考査合格者には、第２次考査を受けていただきます。詳しくは、第１次考査合格者に対して文書でお知らせします。

(1)　日時　令和９年１月 31 日（日）

(2)　場所　滋賀県立図書館（大津市瀬田南大萱町 1740-1）

(3)　方法　次の方法により行います。

ア　論文試験および口述試験

図書館司書としての識見、表現力等についての小論文および口述試験を行います。

イ　適性検査

公務員として必要な適性についての検査を行います(第２次考査合格者のみ判定を行います。検査結果は、10(1)の滋賀県人事委員会で実施される選考の参考とします。）。

(4)　結果発表

令和９年２月上旬に合格者宛て通知します。

7　日本国籍を有しない者の任用

(1)　日本国籍を有しない者は、「公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員のうち、職務の内容または権限と統治作用との関わり方の程度が強い公務員には日本国籍が必要であり、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としない」という基本原則を踏まえた任用が行われます。

(2)　日本国籍を有しない者は、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

8　こども性暴力防止法が施行されることに伴う措置について

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号）の施行後（同法は令和８年 12 月 25 日までに施行される見込み。）、児童等と接する業務に従事することとなる人については、同法第４条第１項の規定に基づく特定性犯罪の前科の有無の確認を行い、前科が確認された人については当該業務に従事させないなど児童対象性暴力等を防止するために必要な措置を講じなければならないことから、あらかじめ、当該確認とは別に、任命権者による採用手続等の過程において、最終合格者に対し誓約書の提出を求めることなどにより特定性犯罪の前科の有無を確認します。

9　滋賀県教育委員会の採用活動等におけるハラスメント防止に係るルールや相談窓口について

滋賀県教育委員会ホームページ「教育委員会事務局における求職者等に対するハラスメント防止について」（https://www.pref.shiga.lg.jp/edu/ma00/35140.html）を御覧ください。

10　その他

(1)　第２次考査合格者については、令和９年２月中旬に滋賀県人事委員会で実施される選考を受けていただきます。選考の方法は、口述試験（主として人物についての面接試験）等ですが、詳しくは、第２次考査合格者に対して文書でお知らせします。

(2)　滋賀県人事委員会で実施される選考の合格者には、令和９年３月中旬に採用内定の通知をします。

(3)　試験会場への自家用車の乗り入れはできません。

(4)　大学卒業見込みを要件として受験した者が、所定の時期までに大学を卒業できなかったときは、採用される資格を失います。

(5)　司書資格取得見込みを要件として受験した者が、所定の時期までに司書資格を取得できなかったときは、採用される資格を失います。